

6. 学生生活関係

- (1) 学生心得
- (2) 学生相談室
- (3) 修学支援室
- (4) キャリア支援室
- (5) 宇部高専意見箱
- (6) 学生旅客運賃割引証・通学定期券
- (7) 学生食堂・売店
- (8) 諸願・届一覧
- (9) 教室等使用基準
- (10) 貸出物品一覧
- (11) 資格取得奨励制度

(1) 学生心得

I みだしなみについて

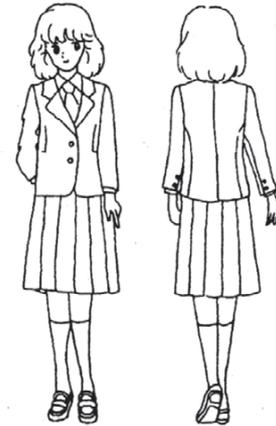
みだしなみについては、常に清潔で健康的であり学生の本分の遂行に支障をきたさないものであるように心がけ、華美でなく本校学生の品位を保つにふさわしいものであるよう努めること。

1 制服

- (1) 男子は、標準的な黒色詰襟学生服（上下）とし、校章入りボタンと左襟に指定の徽章をつける。変形服や改造服は認めない。
- (2) 女子は学校の指定する濃紺の背広型スーツとし、上衣左襟に指定の徽章をつける。スカートはプリーツ・スカート、ブラウスは白、ネクタイは濃紺とする（略図参照）。



襟章



2 夏季（6月1日～9月30日）の略装

- (1) 男子は制服のズボンに白無地の半袖開襟シャツ、又は白無地の半袖か長袖のワイシャツとする。
- (2) 女子は制服のスカートに白無地のブラウス、又は白無地の半袖開襟シャツとする（女子はネクタイを着けなくてもよい）。
- (3) 移行期間については、学校が別に定める。

3 制服の着用

- (1) やむを得ない理由により特に認められた場合及び別に定める夏季の略装着用の場合のほかは、通学には必ず制服を着用すること。
- (2) 夏季（6月1日～9月30日）には制服の上衣は着用せず、別項に定めた夏季略装を着用する。
- (3) 4・5年生は平服（制服及び夏季略装以外の外出着）で通学してもよい。この場合、学生としての品位を保ち華美にならないように留意しなければならない。
- (4) セーター・カーディガンについては、無地で黒・紺・グレー・ベージュ、茶または白の色の着用を認める。

4 頭髪・装飾品・化粧等

行き過ぎた頭髪の染色・脱色、装飾品・化粧等については、指導の対象とする。

II 飲酒・喫煙について

- 1 未成年者は飲酒・喫煙してはならない。
- 2 成人に達した者も、校内及び寮内では飲酒・喫煙してはならない。

III 映画・娯楽などについて

- 1 3年生以下の者は、成人向きに指定された映画・演劇などを観覧してはならない。

- 2 3年生以下の者は、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ店、その他成人向きの娯楽施設に立ち入ってはならない。

IV アルバイトについて

原則としては、アルバイトをしないことが望ましい。

しかしやむを得ない理由があり、勉学に差し支えない範囲でアルバイトをしようとする者は、許可願を学級担任、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、1～3年生については保護者の同意書を添付すること。

ただし、下記のようなアルバイトは許可しない。

- (1) 未成年の単なる労務以外の選挙運動
- (2) 深夜業（21時までに帰宅困難なもの）
- (3) 風俗営業に属する業務
- (4) アルコールの提供を主とする飲食店
- (5) 危険有害な業務
- (6) その他教育上好ましくない業務

V 交通関係について

1 運転免許について

- (1) 1・2年生は、運転免許を受けてはならない。

ただし、特別の事情がある場合は、原付免許に限り許可することがある。

- (2) 3年生は、125ccを超える二輪免許及び普通免許を受けてはならない。

- (3) 車両を運転する場合は、交通規則を遵守し、つねに安全運転につとめなくてはならない。

なお、ここでいう車両とは、自転車、二輪車及び四輪車をさす。以下、同じ。

2 車両通学について

- (1) 車両乗り入れ禁止

学生は、いかなる場合も許可なく校内に車両を乗り入れてはならない。

- (2) 許可の基準及び申請の手続き

車両通学を希望する者（特別な理由の場合を含む）は、次の基準をすべて満たした上で、以下の手続きを行い、校長の許可を受けなくてはならない。

なお、申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに学生係へ届出ること。

[許可の基準]

I 自転車

- ① 防犯登録を行っていること。
- ② 任意の損害賠償保険に加入していることが望ましい。

II 二輪車

- ① 3年生以上で通学距離が片道2km以上であること。
- ② 排気量が125cc以下であること。
- ③ 保護者の同意を得ていること。
- ④ 使用車両の名義は本人または家族であること。

- ⑤ 任意の損害賠償保険に加入していること。
- ⑥ 過去に重大な違反がないこと。
- ⑦ 校内駐車場に収容能力があること。

III 四輪車

- ① 4年生以上で通学距離が片道2km以上であること。
- ② 学校から半径1km以内の校外に駐車場を契約していること（校内への乗り入れは禁止）。
- ③ 保護者の同意を得ていること。
- ④ 使用車両の名義は本人または家族であること。
- ⑤ 任意の損害賠償保険に加入していること。
- ⑥ 過去に重大な違反がないこと。

[申請の手続き]

I 自転車

- ① 車両通学許可願（任意の損害賠償保険証書の写し（加入している場合）、保護者の同意書及び通学経路略図を添えたもの）に学級担任の確認を受け、学生係に提出すること。
- ② 提出後、発行されたステッカーを自転車のリアフェンダーに貼付すること。
- ③ 許可の有効期限は修業年度末とする。

II 二輪車

- ① 車両通学許可願（免許証の写し、任意の損害賠償保険証書の写し、保護者の同意書及び通学経路略図を添えたもの）を学級担任の確認を受け、学生係に提出し、学生主事の審査を経て校長の許可を得ること。
- ② 許可を受けた者は許可証を携帯し、ステッカーを車両のリアフェンダーに貼付すること。
- ③ 車両通学を中止したときは、速やかに学生係に申し出て、許可証及びステッカーを返却すること。
- ④ 許可証又はステッカーを紛失したときは、速やかに学生主事に申し出ること
- ⑤ 許可の有効期限は、原則当該年度末までとする。
- ⑥ 3年生以上で、次年度の4月当初から車両通学を希望する者は、2月末までに手続きにしたがって許可申請をすること。

III 四輪車

- ① 車両通学許可願（免許証の写し、車検証の写し、駐車場契約書の写し、任意の損害賠償保険証書の写し、安全運転講習修了証明書、保護者の同意書及び通学経路略図を添えたもの）を学級担任の確認を受け、学生係に提出し、学生主事の審査を経て校長の許可を得ること。
- ② 許可を受けた者は許可証を携帯すること。
- ③ 許可の有効期限は、原則当該年度末までとする。

3 遵守事項と違反に対する措置

[遵守事項]

車両通学者は法律に従い、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 校内で実施する交通安全教室に必ず出席すること（正当な理由なく欠席した者に対しては、当該年度末まで車両通学許可を取り消す。）。また、条件付き四輪通学希望者は本校が指定する安全運転講習修了証明書も提出すること。
- ② 校内では徐行し、原則二輪車は安全を第一として時速9km以下で走行すること。
- ③ 校内では良好な教育環境を保持するために騒音防止に心がけ、乱暴運転はしないこと。
- ④ 校内の標識・表示に従い、所定の場所に施錠のうえ整然と駐車すること。
- ⑤ 自転車及び二輪車の二人乗りはしないこと。
- ⑥ 二輪車及び四輪車の貸し借りは行わないこと。
- ⑦ 二輪車を使用するときは、必ずヘルメットを着用すること。
- ⑧ 法令違反の車両改造を行わず、車両整備には万全を期すこと。
- ⑨ 車両の盗難にあったときは、直ちに学生係へ届け出ること。
- ⑩ 交通事故又は違反を起こした場合は、速やかに学級担任及び学生係に届け出ること。
- ⑪ 四輪車の校内乗入れ・駐車は原則しないこと。
- ⑫ その他校長が指示する事項

[違反に対する措置]

以下のア～キが判明した場合、内容に応じて①～⑤の処分を行う。

- ① 1回目：学生主事説諭・始末書・保護者通知を行い、以下の罰則点を与える。
- ② 2回目：学生主事説諭・始末書・保護者召喚を行い、以下の罰則点を与える。
- ③ 初回でも悪質な違反者：学生主事説諭・始末書・保護者召喚を行い、以下の罰則点2回分を与える。
- ④ 罰則点が5点になった段階で許可を取り消す。
- ⑤ 3回目：停学1日

- ア [遵守事項] の①に対する違反：5点/回
イ [遵守事項] のうち、①を除く違反：3点/回
ウ 不許可車両での通学：3点/回
エ 不許可車両での校内乗入れ・校内外駐車：3点/回
オ 改造車両又は整備不良車両の運転：5点/回
カ 四輪車の校内乗入れ・駐車：3点/回
キ 許可車両の校外違法駐車：3点/回

VI 男女間の交際について

男女の交際については、互いに相手の人格を尊重し品位を保ち、高専生の本分を逸脱してはならない。

Ⅶ 下校時間について

クラブ活動等を含めて午後6時15分には全員下校することを原則とする。特に女子学生は、冬季には日没後できる限り早く下校すること。

Ⅷ 違反に対する措置

以上の心得に違反したときは、厳重に措置される。

附 則（昭和58年3月2日）

この学生心得は、昭和58年4月1日から施行する。

（省略）

附 則

この学生心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 学生相談室

高専生活を送るにあたって、修学上の問題、就職等進路の問題、友人・クラブ活動の問題等いろいろ困ったこと、悩むことがあることと思います。その際に家族や友人と相談する人は多いでしょう。そこで良い解決方法が見つからない場合や、より広い意見を聞きたい場合等、学生のみなさんの要望に応じるために、本校では学生相談室を用意しています。以下、学生相談室について簡単に紹介します。

1. 学生相談室では、学生の抱えている種々の悩み事に対して、相談員が助言や指導を行っています。どんな些細な悩みでもかまいません。一度学生相談室のドアをたたいてみてください。
2. 学生相談室は室長1名、相談員若干名の本校教員で構成されています。
3. 学生相談室では、本校カウンセラーの協力を得ることがあります。
4. 学生相談室の職員は、その職務上知り得た個人情報に関して秘密を保持します。
5. 相談日や場所、相談員の名前等は、掲示されますので確認してください。

学生相談室では、多くの学生に利用され、少しでも自分を見つめる機会を増やし、心の発達に対する意識を高めて充実した高専生活を送れるよう願っています。

(3) 修学支援室

修学支援室は、障害などにより修学上の困難を抱える学生のサポートを行います。学生相談室やキャリア支援室をはじめ、関係する全ての教職員、スクールカウンセラー、キャリアカウンセラー、保護者と連携しながら適切な支援を行っていきます。

例えば、以下のように困っていることがある場合、学習支援や学生生活支援など、ニーズに合わせた配慮や支援につなげていきます。

- ・周囲の音が聞こえにくかったり、逆に聞こえすぎたりして、補聴器の使用や座席配置、配布物による情報伝達などの配慮を必要としている。
- ・白板が見えにくいいため、座席の配置や配布物の拡大、電子データでの資料配布などの配慮を必要としている。
- ・手足が不自由で、細かい作業や移動などに困難があり、作業や移動をしやすくするための支援機器の使用などの配慮を必要としている。
- ・コミュニケーションが苦手で、グループワークやインターンシップ等に不安がある場合に、事前相談や参加方法を工夫するなどの配慮を必要としている。
- ・スケジュール管理が苦手で、レポートの提出期限や再試験などが重なると対応が難しい場合に、課題の実施時期をずらす、効果的な対応方法を一緒に考えるなどの支援を必要としている。

(4) キャリア支援室

キャリア支援室は、学生のみなさんが自身の適性や能力を活かせる進路選択をできるよう、以下の業務を行っています。

1. 就職および進学に関する情報の収集・提供に関すること
2. 進路相談に関すること
3. 就職や進学に関するセミナー等の開催
4. 国内のインターンシップに関すること
5. 就職先の開拓に関すること
6. その他就職および進学に関すること

納得した進路選択を行うためには企業や大学の情報収集は欠かせません。図書館棟1階にあるキャリア支援室資料コーナー（利用時間 平日 8:25～18:00）では、たくさんの就職・進学情報、情報提供用のパソコン等を備えています。積極的に利用してください。

就職や進学には、低学年からの充実した学校生活での経験がとても大切になります。全学年へのキャリア教育を通じて、学生のみなさんとともに頑張っていきたいと思えます。

(5) 宇部高専意見箱

「宇部高専意見箱」を管理棟玄関前及び学生課前に設置しています。学生からだけでなく保護者の皆様からも広く意見等をお寄せいただくため、郵送でもご意見等を受け付ける体制を整えています。

この制度は、本校における運営上の課題、問題点、意見、要望、指摘等を聴取し、学校の事業・業務に反映させるとともに、学生の学校生活をより豊かにすることを目的としています。

1. 対 象：学生及びその保護者
2. 設 置 場 所：管理棟玄関前及び学生課前（図書館棟1階）
3. 郵送の宛先：「宇部高専意見箱」宛
4. 様 式：任意、差出人は匿名でも可
5. そ の 他：差出人明記による意見等に対しては、封書で対応策を回答し、必要に応じて、意見等の概要及び回答を本校HPに掲載します。

(6) 学生旅客運賃割引証・通学定期券

(1) 学生旅客運賃割引証 (学割証)

ア 学割制度は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学生教育の振興に寄与することを目的として実施されているもので、実習・見学・課外活動や帰省あるいは就職・進学等のため、JRを利用し片道100kmを超え乗車する場合に利用できます。

イ 学割証は本人以外使用できません。不正に使用した場合は、普通乗車運賃の外これの2倍に相当する額を追徴されるばかりでなく、宇部工業高等専門学校全体が発行停止の処分を受ける場合があり、他の学生に迷惑をかけることとなりますから注意してください。

(2) 通学定期券 (通学証明書)

通学のため交通機関を利用する者で、定期券を購入しようとする場合、通学証明書が必要です。

(3) その他

学割証は、学生課内に設置している証明書自動発行機により発行できます。

また、通学証明書は、学生課学生係にて申し込んでください。

(7) 学生食堂・売店

本校では、次の施設を開き、学生、教職員の福利厚生に供している。

(1) 学生食堂

営業活動 11:00 ~ 13:30

営業品目 定食、うどん、ラーメン、カレーライス、丼、等
学校行事の際は営業品目を変更することがある。

(2) 売 店

営業時間 9:30 ~ 17:00

営業品目 文房具、徽章、校章入りボタン、日用雑貨、パン、弁当、コピー

(8) 諸願・届一覧

| 種類 | 提出先 | 時期 | 経由先 | 備 考 |
|---------------------------|---------------|------|-----------------|---|
| ※保証人変更届 | 教務・入試係 | その都度 | 学級担任 | 保証人を変更したいとき |
| ※保証人連絡先変更届 | 教務・入試係 | 〃 | 〃 | 保証人の住所が変わったとき |
| 学生証再交付願 | 〃 | 〃 | 〃 | 紛失又は破損等したとき |
| ※追試験願 | 〃 | 〃 | 学級担任 | 期末試験で公認欠席又は疾病のために欠席した場合、当該試験の終了後3日以内に提出すること |
| ※他の高等教育機関における授業履修・単位認定願 | 〃 | 〃 | 学級担任 学 科 長 | 山口大学等の他の高等教育機関で授業を履修するとき事前に願い出ること |
| 休学願・退学願 | 〃 | 〃 | 〃 | 3ヶ月以上修学することができないと見込まれるとき、もしくは退学しようとするとき |
| 復学願 | 〃 | 〃 | 〃 | 休学の理由がなくなったとき |
| ※改姓届 | 〃 | 〃 | 学級担任 | 改姓・改名したとき |
| ※長期欠席願 | 〃 | 〃 | 学級担任 学 科 長 | 引き続き7日以上欠席するとき |
| ※公認欠席願 | 〃 | 〃 | 学級担任 その他関係教員 | 教務規則第5条第1項の各号に掲げる理由により欠席しようとするとき、又は欠席したとき（事後の場合は、7日以内に提出すること） |
| ※学校感染症証明書 | 〃 | 〃 | 〃 | 教務規則第5条第1項第1号に掲げる理由のうちインフルエンザ以外の学校感染症により欠席しようとするとき、公認欠席願に添えて提出すること（本証明書に記載の内容がすべて記入されていれば医師の診断書でも可） |
| ※学生宿所変更届 | 〃 | 〃 | 学級担任 | 住所等の変更のあったとき |
| ※資格取得奨励制度申請書 | 学生係 | 〃 | 〃 | 資格取得年の12月末まで（証明書類が12月末までに発行されないとき、又は1月～3月に資格を取得したときは次年度に申請できる）平成29年度以前入学生は「特別学修単位認定申請書（兼 資格取得奨励制度申請書）」を使用すること |
| ※教室等使用願 | 教務・入試係 学生係 | 〃 | 担当教員 | (9)の教室等使用基準を参照 |
| 団体結成願 | 学生係 | 〃 | 〃 | 指導教員を定め願い出ること |
| 校外団体参加願 | 〃 | 〃 | 学生主事 | 3日前までに願い出ること |
| 掲示許可願 | 〃 | 〃 | 学生主事 | 3日前までに願い出ること |
| ※対抗競技参加願 | 〃 | 〃 | 指導教員 | |
| ※アルバイト許可願 | 〃 | 〃 | 学級担任 | |
| 合宿許可願 | 〃 | 〃 | 指導教員 | 合宿承諾書及び計画書を添えて、事前に願い出ること |
| ※車両通学許可願 (自転車・二輪車・四輪車) | 〃 | 〃 | 学級担任 | 自転車以外の車両で通学を希望する者については、願い出て許可証の交付を受けること（不定期通学者も含む） |
| 臨時車両通学許可願 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| ※通学証明書発行願 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 災害発生届 | 保健室 | 〃 | 学級担任 指導教員 | 保健室に届け出ること |
| ※盗難（被害）届・紛失届 | 学生係 | 〃 | 学級担任 | |
| 物品借用願 | 〃 | 〃 | 〃 | 事前に願い出ること |
| 奨学生願書 | 〃 | 指定期日 | 〃 | |
| 授業料免除（徴収猶予）願 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 入寮願 | 寮務係 | 〃 | 新規のみ 学級担任 | |
| 退寮願 | 〃 | その都度 | 学級担任 | 2週間前までに提出すること |
| 帰省（外泊）願 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 欠食届 | 〃 | 〃 | 〃 | 2日前（土・日・祝日は除く）の昼休みまでに提出すること |
| 特別帰省願 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 寮内車両持込許可願 | 〃 | 〃 | 〃 | |

※証明書自動発行機で発行します。

(9) 教室等使用基準

| 場 所 | 時 間 | 使用目的 | 関係教員 (使用責任者) | 教室等使用願 提出先 | 備 考 |
|-------------|---------|-------------------|--------------------|----------------------|--|
| 教 室 特別教室 | 18:15 迄 | クラブ活動 (同好会を含む) | ク ラ ブ 指 導 教 員 | 学生課 学生係 教務・入試係 | ホームルームの場合は、 使用する教室の学級担任 の許可を得てから使用願 を提出すること。 |
| | | 学生会関係 | 学生主事補 | | |
| | | 愛 好 会 等 | 愛 好 会 等 指 導 教 員 | | |
| 体育館 | | クラブ活動 | ク ラ ブ 指 導 教 員 | 提出不要 | ・クラブ指導教員が作成 した利用計画にもとづ き使用すること。 ・クラブ活動以外で使用 することは認めない。 |
| 武道場 | | クラブ活動 | ク ラ ブ 指 導 教 員 | 提出不要 | |
| 実験室 | | 実 験 卒 研 特 研 | 担当教員 | 提出不要 | |
| 福 利 施 設 | クラブ活動 | ク ラ ブ 指 導 教 員 | 提出不要 | | |

※教室等使用願は使用開始の前日までに提出すること。

※18:15 以降も活動する場合は、指導教員から活動時間延長届の提出が別途必要となる。

(10) 貸出物品一覧

学生の課外活動用として以下の物品を備えてあるので、利用希望者は学生課学生係に申し出ること。

- ・電源ドラムコード
- ・水缶
- ・クーラーボックス大・中
- ・トランシーバー
- ・メジャー（巻尺）
- ・ストップウォッチ
- ・工具一式
- ・パイプテント
- ・拡声器（ハンドマイク）
- ・スポットライト
- ・自転車用空気入れ
- ・長机、パイプ椅子
- ・展示用パネル
- ・グラウンドシート
- ・救急箱

*使用上の注意

1. 物品は充分注意して使用し、損傷、破損等しないよう留意すること。
2. 物品を紛失または損傷等した場合は弁償するものとする。
3. 借用した物品は、転貸してはならない。

(11) 資格取得奨励制度

1 趣旨

外部資格を取得するために努力することは、日常の勉強への大きな刺激となるほか、自分の実力を客観的に把握することができるという点で意義のあるものである。そこでその努力への支援を目的として奨励制度を設ける。

2 対象となる資格及び褒賞の額

対象となる資格及び褒賞の額については、別表のとおりとする。
資格を取得した者に褒賞額と同額の図書カードを贈呈する。

3 申請

本制度の適用を受けようとする者は、原則として資格を取得した年の12月末までに申請書を提出するものとする。

別表1 本科生

| 褒賞額が5,000円となる資格 | 褒賞額が2,500円となる資格 |
|---------------------------------------|---|
| 機械設計技術者 3級 | 危険物取扱者 乙種 |
| 電気主任技術者 第3種以上 | 電気工事士 第2種以上 |
| 公害防止管理者 第1種 | 公害防止管理者 第2種 |
| 日商簿記検定 2級以上 | 日商簿記検定 3級 |
| 応用情報技術者 | 基本情報技術者・ITパスポート |
| ※TOEIC 500点以上 (IPを含む) | ※TOEIC 400～499点 (IPを含む) |
| 実用英語技能検定 (英検) 2級以上 | 実用英語技能検定 (英検) 準2級 |
| GTEC for STUDENTS (BASIC 3技能版) 680点以上 | GTEC for STUDENTS (BASIC 3技能版) 590～679点 |
| ※工業英語能力検定 (工業英検) 2級以上 | 工業英語能力検定 (工業英検) 3級 |
| ※実用数学技能検定 (数検) 準1級以上 | 実用数学技能検定 (数検) 2級 |

※申請は年1回に限る。

別表2 専攻科生

| 褒賞額が5,000円となる資格 | 褒賞額が2,500円となる資格 |
|----------------------|-----------------|
| 応用情報技術者 | 基本情報技術者 |
| ※TOEIC500点以上 (IPを含む) | |

※申請は年1回に限る。

附 則

この制度は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この制度は、平成31年4月1日から施行し、平成31年1月1日以降に取得した資格に適

用する。

附 則

この制度は、令和2年4月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。